

## ○ 業務従事者感染症見舞金補償（災害等補償費用保険） ○

### 特 長

業務従事者への災害補償制度をより充実させるための保険です。  
事業者が業務従事者を対象とした「感染症補償規定」を定めることにより、それに従って業務従事者に見舞金を支払ったとき、事業者に対して保険金をお支払します。

### 加入条件

- ①本保険は必ず「業務従事者傷害保険」(P10~11)とセットでご加入ください。本保険のみのご加入は出来ません。
  - ②本保険は『補償規定確認書』に準じた「感染症補償規定」を事業者様に備え付けていただくことが要件となります。
- ※別紙『補償規定確認書』を必ずご提出いただきます。(継続・新規とも)

### 保険金をお支払いする場合（事故例）

業務従事者（被補償者）が、業務の遂行に起因して下記『対象となる感染症』に掲げる感染症に感染し、死亡または入通院したとき（皮膚感染症等一部の感染症は入院したとき）。

#### 【事故例】

- (1) 従業員等の被補償者が発症し、その直接の結果として、感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- (2) 従業員等の被補償者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の生活ができない状態になり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいう）した場合
- (3) 従業員等の被補償者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の生活ができない状態になり、かつ、入院によらずに通院で医師の治療を受けた場合

### 対象となる感染症

- ①感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症

#### ※主なもの

SARS、ウイルス性肝炎、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、アメーバ赤痢、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム病、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風疹症候群、炭疽、ツツガムシ病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発疹チフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症、ウエストナイル熱、風疹、水痘 等

- ②結核

- ③次の皮膚感染症

疥癬、カンジタ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等、皮膚および粘膜病変を特徴とするウイルス感染症

※上記の感染症のうち①の五類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症または②の皮膚感染症(「皮膚感染症等」という)は通院の場合は対象外とします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 業務従事者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為（ケンカ）
- ② 業務従事者の麻薬、あへん、大麻、シンナー等の使用
- ③ 補償規定に基づかない感染症

など

## 補償内容（1名あたり）と保険料

皮膚感染症等以外	皮膚感染症等	保険金額
死 亡	死 亡	100万円
入通院 31日以上	入院 31日以上	一時金 10万円
入通院 15～30日	入院 15～30日	一時金 5万円
入通院 8～14日	入院 8～14日	一時金 3万円
入通院 4～7日	入院 4～7日	一時金 2万円
入通院 3日以内	入院 3日以内	一時金 1万円

### 保険料計算式

$$\text{年間保険料} = \text{業務従事者数} \times 840\text{円}$$

(注) 「業務従事者数」とは保険加入時、事業所に所属する保険対象職員(非常勤含む)の総人数。

※「業務従事者傷害保険」と人数の捉え方が異なりますのでご注意ください。

※当保険は必ず「業務従事者傷害保険」とセットでご加入ください。

当保険のみのご加入はできませんのでご注意ください。

※中途加入の場合は17ページをご覧ください。

## 補償規定確認書

各総合補償制度において業務従事者感染症見舞金補償（約定履行費用保険）に加入する場合は、加入者において感染症に対する補償を定めた規定が必要となります。下記規定をご採用いただく場合は、記名・捺印の上加入申込書に添付してご提出ください。

感染症の補償規定が	既にある	既存の規定の写しに記名・捺印の上ご提出ください。
	なし	本補償規定確認書に記名・捺印の上ご提出ください。

## 感染症補償規定

## 第1条（本規定の目的）

本規定は、当事業者が行う事業（以下「当事業者の業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、業務に関連して被った細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して、当事業者が行う補償の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の上昇を図ることを目的とする。

## 第2条（本規定の実施）

当事業者は、公益財団法人日本訪問看護財団を契約者とする損害保険契約に加入することにより、本規定を実施する。

## 第3条（適用範囲－被補償者）

本規定は、業務従事者のうち、当事業者が作成、保管する名簿に記載された者（以下「被補償者」という。）で、かつ、別表3記載の事業所に従事する者に適用する。

## 第4条（定義）

本規定において、「感染症」とは細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した疾病のうち以下のものをいう。

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症。
2. 結核
3. 次の皮膚感染症  
疥癬、カンジタ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等、皮膚及び粘膜病変を特徴とするウイルス感染症

## 第5条（補償を行う場合）

当事業者は、被補償者が当事業者の業務の遂行に起因して細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発

症した感染症に対して補償を行う。ただし「本規定発効日」より前に感染した場合には補償を行わない。なお、本規定発効日において被補償者でない者については、「本規定発効日」を「被補償者となった日」と読み替えて適用する。

## 第6条（補償を行わない場合）

当事業者は、次の各号に該当する事由によって生じた感染症に対しては補償を行わない。

- (1) 被補償者の故意または重大な過失
- (2) 被補償者の親族の故意または重大な過失
- (3) 被補償者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被補償者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナーなどの使用
- (5) 被補償者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (6) 被補償者の妊娠、早産、流産、または外科的手術その他の医療処置。ただし、当事業者が補償金を支払うべき感染症を治療する場合には、この限りでない。
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (9) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発発生その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (10) 前3号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染

**第7条（死亡補償金の支払）**

- ①当事業者は、被補償者が第5条（補償を行う場合）の感染症を発症し、その直接の結果として感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡したとき、100万円を死亡補償金として被補償者の遺族に支払う。
- ②死亡補償金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序とする。

**第8条（入院補償金の支払）**

- ①当事業者は、被補償者が第5条（補償を行う場合）の感染症を発症したとき、その直接の結果として、平常な生活ができなくなり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。）もしくは通院した場合は、被補償者1名につきその日数に応じて別表1に掲げる額を、入通院補償金として被補償者に支払う。ただし、通院の場合においては、第4条（定義）に定める「1. 感染症」のうち五類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症または「3. 次の皮膚感染症」を対象外とします。」また補償金の給付は、同一の原因による感染症について、1回に限ることとする。
- ②当事業者は、いかなる場合においても、感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入通院に対しては補償を行わない。
- ③被補償者が入通院補償金の給付を受けられる期間中新たに他の感染症を発症したとしても、当事業者は、重複して入通院補償金を支払わない。

**第9条（感染の推定）**

- ①当事業者は、被補償者が当事業者の指示に基づき当事業者の業務に遂行した後、その業務を利用した者（患者等）が罹患していた感染症と同一名称の感染症を発症（医師の診断による。）した場合、業務の遂行に起因して感染したことによって感染症を発症したと推定する。
- ②前項の規定は、他の感染源が特定できる場合には適用しない。

**第10条（感染の報告義務）**

- ①被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染症が発症したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当事業者に報告しなければならない。
- ②被補償者が当事業者の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその報告について知っている事実を告げなかったときもしくは不実なことを告げたときは、当事業者は、補償金を支払わない。

**第11条（補償金の請求）**

- ①被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、補償金の支給を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当事業者が求めるものを提出しなければならない。

- ②当事業者は、別表2に掲げる書類以外の書類を求めることができる。
- ③被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、補償金を支払わない。

**【別表1】**

皮膚感染症以外	皮膚感染症	保険金額
死亡	死亡	100万円
入通院31日以上	入院31日以上	一時金10万円
入通院15～30日	入院15～30日	一時金 5万円
入通院 8～14日	入院 8～14日	一時金 3万円
入通院 4～ 7日	入院 4～ 7日	一時金 2万円
入通院 3日以内	入院 3日以内	一時金 1万円

**【別表2】**

	必要書類	死亡	入通院
1	補償金請求書	●	●
2	当事業所の定める状況報告書	●	●
3	公の機関（やむを得ない場合は第三者）の事故証明書	●	●
4	死亡診断書または死体検案書	●	
5	感染症の程度を証明する医師の診断書		●
6	入通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		●
7	被補償者の戸籍謄本	●	
8	被補償者の遺族の戸籍謄本	●	
9	被補償者の印鑑証明書		●
10	委任を証する書類および委任する者の印鑑証明書（補償金の請求を第三者に委任する場合）	●	●

**【別表3】**

事業所名称（ご記入ください）

上記の補償規定は、当事業者が定め、実施している補償規定に相違ありません。

事業者名

印

住所

## 感染症補償規定

## 第1条（本規定の目的）

本規定は、当事業者が行う事業（以下「当事業者の業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、業務に関連して被った細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して、当事業者が行う補償の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の上をを図ることを目的とする。

## 第2条（本規定の実施）

当事業者は、公益財団法人日本訪問看護財団を契約者とする損害保険契約に加入することにより、本規定を実施する。

## 第3条（適用範囲－被補償者）

本規定は、業務従事者のうち、当事業者の作成、保管する名簿に記載された者（以下「被補償者」という。）で、かつ、別表3記載の事業所に従事する者に適用する。

## 第4条（定義）

本規定において、「感染症」とは細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した疾病のうち以下のものをいう。

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症。
2. 結核
3. 次の皮膚感染症

疥癬、カンジタ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等、皮膚及び粘膜病変を特徴とするウイルス感染症

## 第5条（補償を行う場合）

当事業者は、被補償者が当事業者の業務の遂行に起因して細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して補償を行う。ただし「本規定発効日」より前に感染した場合には補償を行わない。なお、本規定発効日において被補償者でない者については、「本規定発効日」を「被補償者となった日」と読み替えて適用する。

## 第6条（補償を行わない場合）

当事業者は、次の各号に該当する事由によって生じた感染症に対しては補償を行わない。

- (1) 被補償者の故意または重大な過失
- (2) 被補償者の親族の故意または重大な過失
- (3) 被補償者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被補償者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナーなどの使用
- (5) 被補償者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができな

いおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- (6) 被補償者の妊娠、早産、流産、または外科的手術その他の医療処置。ただし、当事業者が補償金を支払うべき感染症を治療する場合には、この限りではない。
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (9) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (10) 前3号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (11) 第9号以外の放射性照射または放射能汚染

## 第7条（死亡補償金の支払）

①当事業者は、被補償者が第5条（補償を行う場合）の感染症を発症し、その直接の結果として感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、100万円を死亡補償金として被補償者の遺族に支払う。

②死亡補償金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序とする。

## 第8条（入院補償金の支払）

①当事業者は、被補償者が第5条（補償を行う場合）の感染症を発症したとき、その直接の結果として、平常な生活ができなくなり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。）もしくは通院した場合は、被補償者1名につきその日数に応じて別表1に掲げる額を、入院補償金として被補償者に支払う。ただし、通院の場合においては、第4条（定義）に定める「1. 感染症」のうち五類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症または「3. 次の皮膚感染症」を対象外とします。」また補償金の給付は、同一の原因による感染症について、1回に限ることとする。

②当事業者は、いかなる場合においても、感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入院に対しては補償を行わない。

③被補償者が入院補償金の給付を受けられる期間中新たに他の感染症を発症したとしても、当事業者は、重複して入院補償金を支払わない。

## 第9条（感染の推定）

①当事業者は、被補償者が当事業者の指示に基づき当事業者の業務に遂行した後、その業務を利用した者（患者等）

が罹患していた感染症と同一名称の感染症を発症（医師の診断による。）した場合、業務の遂行に起因して感染したことによって感染症を発症したと推定する。

②前項の規定は、他の感染源が特定できる場合には適用しない。

**第10条（感染の報告義務）**

①被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染症が発症したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当事業者に報告しなければならない。

②被補償者が当事業者の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその報告について知っている事実を告げなかったときもしくは不実なことを告げたときは、当事業者は、補償金を支払わない。

**第11条（補償金の請求）**

①被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、補償金の支給を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当事業者が求めるものを提出しなければならない。

②当事業者は、別表2に掲げる書類以外の書類を求めることができる。

③被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、補償金を支払わない。

**【別表3】**

事業所名称（ご記入ください）

**【別表1】**

皮膚感染症以外	皮膚感染症	保険金額
死亡	死亡	100万円
入通院31日以上	入院31日以上	一時金10万円
入通院15～30日	入院15～30日	一時金 5万円
入通院 8～14日	入院 8～14日	一時金 3万円
入通院 4～ 7日	入院 4～ 7日	一時金 2万円
入通院 3日以内	入院 3日以内	一時金 1万円

**【別表2】**

	必要書類	死亡	入通院
1	補償金請求書	●	●
2	当事業所の定める状況報告書	●	●
3	公の機関（やむを得ない場合は第三者）の事故証明書	●	●
4	死亡診断書または死体検案書	●	
5	感染症の程度を証明する医師の診断書		●
6	入通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		●
7	被補償者の戸籍謄本	●	
8	被補償者の遺族の戸籍謄本	●	
9	被補償者の印鑑証明書		●
10	委任を証する書類および委任する者の印鑑証明書（補償金の請求を第三者に委任する場合）	●	●